

大学院保健医療学研究科 修士論文審査の基準及び審査形態等に係る申し合わせ

平成27年11月11日 保健医療学研究科委員会承認

第1 趣旨

この申し合わせは、札幌医科大学学位規程第13条に基づき、大学院保健医療学研究科博士課程前期の学位論文審査の基準及び審査形態に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 修了時の達成水準

博士課程前期における、修了時の達成基準は以下のとおりとする。

1 博士課程前期

(1) 論文コース

当該研究の位置づけに基づき、専門領域において貢献をなす活動を将来独自で行えるための基礎的知識と基礎的技能を備えていると認められること。

(2) 専門看護師コース

看護実践における質の向上に寄与する研究テーマであり、専門領域において貢献をなす活動を将来独自で行えるための基礎的知識と基礎的技能を備えていると認められること。

第3 審査の基準

審査基準の項目ごとに5段階で評定し、評定平均を示すものとする。

論文審査基準の5項目の評定が最終的に全て3以上であり、かつ修正の必要がない場合に合格と判定する。

2以下の評定がある、あるいは修正の必要がある場合は、継続審査となる。

論文審査を行う際は、論文審査基準の各項目において、以下の観点から判断する。

1 問題意識、研究目的、テーマが明確であるか

- ・研究テーマに関連した文献を十分に検討している
- ・当該分野の研究としての評価・学問上の意義が認められる

2 研究テーマと論文内容の整合性がとれているか

(1) 論旨の一貫性

- ・目的と結果に整合性がある
- ・方法と結果に整合性がある
- ・研究目的に沿って、結果に基づいた考察がなされている

(2) 内容の論理性

- ・妥当な研究方法がとられている
- ・結果が過不足なく示され、結果に基づく考察がなされており、文献を適切に引用し、論理的飛躍がない
- ・研究計画書と整合性がある

3 研究に独自性があるか

- ・他の研究とは異なる何らかの特徴を有し、新たな知見（適用の拡大・新しい視点を含む）が得られている

実践における有用性があるか（専門看護師コース）

- ・看護実践の場における有用性：研究が看護の知識・技術の向上、プログラムの開発など、看護実践の場で役に立つ何らかの特徴を有している

4 研究の限界や今後の展望に言及しているか

5 研究の全プロセスにおいて倫理的手続きが示され適切に実行されているか

- ・研究の倫理性が検討され、研究の実施、公表において倫理的問題が発生しない
- ・他の研究、文献等からの盗用、剽窃、利益相反がない

第4 審査の形態

修士論文の審査会および審査委員会の審査形態は、次のとおりとする。

- 1 審査会および審査委員会は原則対面で実施する。やむを得ない事情があると認められた場合には、オンラインもしくはオンライン参加を含む対面（混合型）で実施することができる。但し、審査会及び審査委員会は全員（審査委員および論文提出者）が参加していることとする。
- 2 審査会および審査委員会の形態は主査が決定し、事務局へ通知する。
- 3 審査会および審査委員会をオンラインで実施する場合は原則テレビ会議システムを使用し、事務局が管理する審査会および審査委員会専用アカウントを用いること。また、ホストは主査が担うこと。
- 4 審査会は公開とするため、審査会の開催日時とともに事務局が学内へ周知する。事務局は出席希望者に対して審査会参加に必要なIDおよびパスワードを通知するとともに、主査に出席希望者の所属・氏名・メールアドレスを報告する。
- 5 審査会終了後の審査委員会は非公開のため、主査は副主査以外の出席者がテレビ会議システムを退席したことを確認した上で、オンライン審査を進行する。

第5 審査の方法

論文審査は、所定の学位論文審査用紙（以下、「論文審査用紙」）を用いて行う。論文審査用紙の扱いは以下の通りとする。

- 1 審査委員会の主査委員は、論文審査用紙を論文審査会開催時に、審査委員に配布する。
- 2 審査委員は、論文審査用紙に評定及び必要事項を記載し、審査委員会終了後に主査委員に提出する。
- 3 論文審査基準の各項目において評定が2以下の場合は、論文審査用紙にコメントを記載する。

第6 合否判定

合否の最終報告は、審査委員会の主査委員が所定の様式により行う。

附 則

この申し合わせは、平成27年11月11日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和2年3月11日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和3年3月10日から施行する。